

日本・台湾・韓国の感染症関連法比較-入院・隔離・検査・自粛等の強制・罰則-

伊沢 亘洋¹

榮福 真穂²

今年(2021年)2月に日本の感染症関連法はより強制力を持つように法改正された。その是非について様々な議論がなされていた。本稿では、議論の参考となるよう、日本・台湾・韓国の感染症関連法のうち、特に入院や、隔離、検査、自粛等における強制力、違反した場合の罰則を比較した。また、日本の2月3日の法改正についても記載した。

根拠となる法律については台湾法については鍾宜錚氏、韓国法については洪賢秀氏による日本語訳をのせた。

日本における法改正の流れと本稿の目的

日本では2020年4月7日に緊急事態宣言が発令されたが、その際にすでに他の国と比べて「緩い」といった批判の声が上がっていた。この時点では特措法では、例えば、休業命令に従わなくても、強制力として店舗名を公表することができるにとどまっており、罰則等は設けられていなかったからである。兵庫県では休業指示を出したパチンコ店が、指示に従わずに営業を続けていた。また、入院に関しても拒否しても罰則はなく、7月には埼玉県で入院中のコロナ患者の男性が病院を抜け出し温泉に宿泊する事件もあった。

¹ 京都大学文学研究科科学史科学哲学研究室博士2年 連絡先:koyomikoyo@gmail.com

² 京都大学文学研究科西洋哲学史研究室博士2年 連絡先:uwabata.maho@gmail.com

こうした中で全国知事会から、国に対し、さらなる強制力として罰則を盛り込む要求が繰り返さされた³。また、福岡で感染経路などの調査に応じることを義務付ける条例案福岡で感染経路などの調査に応じることを義務付ける条例案が提出され、東京でも「都民ファーストの会」が罰則付き条例案を示すなど、法律より先行して各自治体が条例の中で罰則規定が検討される状況となっていた。こうした条例の中には法的根拠がないものもあり、現場の混乱が見られていた。

その後ようやく、2020年12月に菅義偉首相は営業時間の短縮要請の効果を上げるため、罰則を導入する必要があるとの認識を示した。2021年1月には厚生省が入院を拒否、保健所の行動調査に協力しなかった場合の罰則を設けることについても検討を始め、2月に法改正された。3月には時短に応じない東京の4店舗に初の過料手続きがなされた。

今回の罰則導入は日本の法律に強制力を持たせるために必要であったが、一方で、日本弁護士連合会をはじめとして罰則導入に反対の声を上げる専門家は多かった。また福岡での罰則付き条例案に対して批判的なパブリックコメントが寄せられていたことから、国民のなかにも反感を抱く人は少なくないように思われる。本記事は、現行の罰則を検討する際の参考として海外の法令と比較し、日本の感染症法、特措法、検疫法が「緩い」のか「厳しい」のかについて検討するための素材を提供するものである。

3 国法比較の要約

3国の罰則額の比較として以下の表を作成した(詳細はさらに下の表を参照)。また法律は全て2021年3月31日時点での最新のものをあげた。全体の傾向としては、どの国も他の国に比べ罰則額が低いという訳ではないが、日本のみは罰則金がもうけられていない義務が多いといえる。感染者が隔離に応じなかった場合、検査に応じなかった場合、外出制限期間にも関わらず外出した場合、集会を開いた場合、マスク着用しなかった場合については日本のみ罰則がない。

日本で特に問題点となっていた、営業停止拒否について以下見ていくことにする。営業停止拒否の際の罰則については日本、韓国共に30万円以下となっているが、台湾は最大114万円と高額になっている。従って罰則額については日本は他国と比べて特別低いというわけではないと言えるだろう。しかし罰則形式については他国とは異なった側面がある。日本では間接罰となっており、営業停止を拒否しなかったからといってすぐに罰則が適用されるわけではない。一度要請を行い、それに従わない場合に命令が出される。この時点で店舗名が公表される可能性があり、弱い強制力がある

³全国知事会、「新型コロナウイルスに関する緊急提言」,

<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/shingatakoronauirusukansensyonikansurukinkyuteigen%2020200926.pdf>(最終閲覧:2021年6月28日)

る。そしてさらにその命令に従わなかった場合に過料が生じる。このような拒否の程度に応じて段階的に強制力が増すような仕組みは他の国には見られず、日本の法制度は私権制限に慎重であると言えるだろう。

	日本	台湾	韓国
入院措置	50万円以下	22万8千円以上114万円以下	100万円以下
感染者の隔離		76万円以上380万以下	100万円以下
検査に応じる義務		76万円以上380万以下	30万円以下
外出制限		76万円以上380万以下	30万円以下
営業の停止	20万~30万円以下	22万8千円以上114万円	30万円以下
就業制限	50万以下	3万8千円以上5万7千円以下	30万円以下
集会の制限		22万8千円以上114万円	1万円以下
検疫による隔離	50万以下	76万円以上380万円以下	100万円以下
検疫による停留	50万以下	38万円以上100万円以下	100万円以下
マスク着用		約1万1千円以上5万7千円以下	30万円以下

日本

	法的根拠	義務(強制)	義務の性質	適用する感染症の種類	罰則等
入院措置	感染症法19条1項	感染症患者が医療機関に入院する義務	勧告→強制(即時強制) 改正:行政罰、直罰	一類感染症、(26条による準用)二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	なし 改正:50万円以下の過料(80条)
感染者の隔離	感染症法44条の3、2項、3項	当該感染症の患者が外出しない義務	努力義務	新型インフルエンザ等感染症	なし
検査に応じる義務	感染症法17条1項	感染症患者が健康診断を受ける義務	勧告→強制(即時強制)	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	なし
外出制限	特措法45条1項(緊急事態宣言時)、24条9項(平時)	国民が生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しない義務	要請	新型インフルエンザ等 ⁴	
営業の停止	特措法45条2項(緊急事態宣言時) 24条9項(平時)	事業者が営業を停止する義務	(緊急時)要請と、要請に従わない場合に命令(3項) (平時)協力の要請	新型インフルエンザ等	命令した場合にはその旨を公表(45条5項) 改正:

⁴特措法では「新型インフルエンザ等感染症」は感染症法で規定される「新型インフルエンザ等感染症」と「新感染症」「指定感染症」が含まれる。(特措法2条1項)

	改正: 特措法45条2項(緊急 事態宣言時) 24条9項(平時) 31条の6、1,3項 (まん延防止等重点措 置)		改正:(緊急時)要請と、 要請に従わない場合に 命令(3項)、命令に従わ ない場合に過料(行政 罰、間接罰) (平時)協力の要請 (まん延防止等重点措 置) 要請(1項)と、要請に従 わない場合に命令(3 項)、命令に従わない場 合に過料(行政罰、間 接罰)		命令した場合にはそ の旨を公表(45条5項) 20万円以下の過料(31条の6、3項の命令 に違反した場合。80 条) 30万以下の過料(45 条3項の規定による命 令に違反した場合。79 条)
就業制限	感染症法18条1,2項	感染症患者が感染症 を公衆にまん延させる おそれがある業務とし て感染症ごとに厚生 労働省令で定める業 務に従事しない義務	刑事罰、直罰	一類感染症の患者及び 二類感染症、三類感 染症又は新型インフル エンザ等感染症の患者又 は無症状病原体保有 者に係る第十二条第一 項の規定による届出を 受けた場合	50万円以下の罰金 (第77条4号)
集会の制限					

検疫による隔離	検疫法14条1項1号	感染症患者が隔離措置に応じる義務	刑事罰、直罰	一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、(34条の2による準用)新感染症	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(36条5項)
検疫による停留	検疫法14条1項2号	感染の疑いのある者が停留措置に従う義務	刑事罰、直罰	一類感染症、新型インフルエンザ等、(34条の2による準用)新感染症	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(36条5項)
マスク着用					

台湾

	法的根拠	義務	義務の性質	適用する感染症の種類	罰則等
入院措置	感染症制御法44条および45条	感染症患者が所管当局による入院・隔離等の措置に従う義務	行政罰、直罰	第一分類感染症(第二分類の場合「必要に応じて」と留保が付く)	60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金[22万8千円以上114万円 ⁵](67条) 感染を認識していながら当局の指示に従わ

⁵ 1台湾ドル=3.8円で換算

					ず、結果として他者を感染させた場合:3年以下の懲役、刑事拘禁、または、500,000台湾ドル以下の罰金[190万円](62条)
感染者の隔離	感染症制御法48条1項	濃厚接触者が所管当局による隔離等の措置に従う義務	行政罰、直罰	48条条文には規定なし	200,000台湾ドル以上1百万台湾ドル以下の罰金[76万円以上380万以下](新規病原体による重症肺炎の予防、救済及び活性化対策特別法第15条第1項)
検査に応じる義務	感染症制御法48条1項	濃厚接触者が所管当局による検査等の措置に従う義務	行政罰、直罰	48条条文には規定なし	200,000台湾ドル以上1百万台湾ドル以下の罰金[76万円以上380万以下](新規病原体による重症肺炎の予防、救済及び活性化対策特別法第15条第1項)

外出制限	感染症制御法48条	濃厚接触者が所管当局による移動制限等の措置に従う義務	行政罰、直罰	48条条文には規定なし	200,000台湾ドル以上1百万台湾ドル以下の罰金[76万円以上380万以下](新規病原体による重症肺炎の予防、救済及び活性化対策特別法第15条第1項)
営業の停止	感染症制御法37条	個人や団体が地方所管当局による集会規制等の措置に従う義務 ※営業活動に特化した規定はなし ⁶	行政罰、直罰	37条条文には規定なし	第1項の第1号ないし第5号に違反すると60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金[22万8千円以上114万円](67条)

⁶ 37条に基づいた感染防止対策のガイドラインで、ナイトクラブ、バーなどで社会的距離を保つことが難しい場合には事業を閉鎖すると記載されている。(CDC,「『COVID-19(武漢肺炎)』阻絶社區傳染策略」, URL <https://www.cdc.gov.tw/File/Get/BCqM2STbY67hX2VXzTwjxq>, 最終閲覧:2020/3/15)

2020年4月9日に、中央感染症指揮センターは、キャバクラとダンスホールの営業を休止させると発表した。(TAIWAN TODAY,「『社会的距離の保持が困難』、キャバクラやダンスホールを全て休業に」,

URL: <https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=150&post=175218&unitname=%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9-%E7%B5%8C%E6%B8%88&postname=%E3%80%8C%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%9A%84%E8%B7%9D%E9%9B%A2%E3%81%AE%E4%BF%9D%E6%8C%81%E3%81%8C%E5%9B%B0%E9%9B%A3%E3%80%8D%E3%80%81%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%90%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%82%84%E3%83%80%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%92%E5%85%A8%E3%81%A6%E4%BC%91%E6%A5%AD%E3%81%A>B, 最終閲覧:2020/3/15)

就業制限	感染症制御法12条	政府機関、市民団体、企業または個人が、感染症の患者に対する差別の是正のための改善命令に従う義務	行政罰、間接罰	12条条文には規定なし	10,000台湾ドル以上150,000台湾ドル以下の罰金[3万8千円以上5万7千円以下](感染症制御法69条)
集会の制限	感染症制御法37条	個人や団体が地方所管当局による集会規制等の措置に従う義務	行政罰、直罰	37条条文には規定なし	37条1項の1号ないし5号に違反すると60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金[22万8千円以上114万円](67条)
検疫による隔離	感染症制御法48条	感染者が在宅隔離や集中隔離等の命令に従う義務	行政罰、直罰	48条条文には規定なし	200,000台湾ドル以上百万台湾ドル以下の罰金[76万円以上380万円以下](新規病原体による重症肺炎の予防、救済及び活性化対策特別法第15条第1項)
検疫による停留	感染症制御法58条1項4号	海外渡航者が在宅検疫、収容検疫等の命令に従う義務	行政罰、直罰	58条条文には規定なし	100,000台湾ドル以上百万台湾ドル以下の罰金[38万円以上100万円以下](新規病原

					体による重症肺炎の予防、救済及び活性化対策特別法第15条第2項)
マスク着用	第55回重症・特殊感染症肺炎中央伝染病対策本部会議の決議にもとづく公布(感染症制御法37条の「各レベルの政府機関によって発表されたその他の感染症制御措置」にあたる)	個人がマスクを着用する義務	行政罰、間接罰	公布には「重症・特定感染症肺炎の予防・管理のため」という記述あり	マスクを着用せず、会場スタッフの指示に従わない場合、3,000台湾元以上1万5000元以下の罰金[約1万1千円以上5万7千円以下](感染症制御法第70条第1項)

韓国

	法的根拠	義務	義務の性質	適用する感染症の種類	罰則等
入院措置	感染症予防管理法42条1項	感染症患者が所管当局による入院措置に従う義務	直罰、刑事罰	第1,2,3級感染症の一部 ⁷	1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の

⁷ 第1級感染症、第2級感染症のうち、結核、麻疹、コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、腸出血性大腸菌感染症、A型肝炎、髄膜炎菌感染症、ポリオ、猩紅熱、又は保健福祉部長官が定める感染症、第3級感染症のうち、保健福祉部長官が定める感染症、世界保健機関における監視対象感染症

					罰金 (79条の3、4項) [約100万円以下 ⁸]
感染者の隔離	感染症予防管理法42 条2項1号	感染症患者が自宅ま たは施設への隔離措 置に従う義務	直罰、刑事罰	第1級感染症	1年以下の懲役又は 1千万ウォン以下の 罰金 (79条の3、4項) [約100万円以下]
検査に応じる義務	感染症予防管理法13 条2項、42条1,4項	検査を行う	直罰、刑事罰	第1,2,3級感染症の一 部 ⁹	300万ウォン以下(80 条2の2項、5項)[約 30万円以下]
外出制限					
営業の停止	感染症予防管理法49 条1,3項	1項に規定される防疫 措置に従わない場合 に、営業の停止措置 に従う義務(3項)	防疫措置に従う義務 への違反は直罰(行政 罰) 防疫措置に従わない 場合の営業停止は強 制(即時強制)	なし	防疫措置に従わない 場合の罰則: 利用者:10万ウォン以 下(83条4項1号)[約1 万円以下] 事業者:300万ウォン (83条2項)[約30万円 以下]

⁸ 1ウォン=0.1円で換算した。

⁹ 第1級感染症、第2級感染症のうち、結核、麻疹、コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、腸出血性大腸菌感染症、A型肝炎、髄膜炎菌感染症、ポリオ、猩紅熱、又は保健福祉部長官が定める感染症、第3級感染症のうち、保健福祉部長官が定める感染症、世界保健機関における監視対象感染症

就業制限	感染症予防管理法45条	感染症患者は一般人と接触することが多い職業に従事しない義務	直罰、刑事罰	保健福祉部令で定める	300万ウォン(80条6項)[約30万円以下]
集会の制限	感染症予防管理法49条1項2の2号 ¹⁰	感染症伝播の危険性がある場所や施設の管理者及び運営者と利用者が防疫措置に従う義務	直罰、行政罰	なし	利用者:10万ウォン以下(83条4項1号)[約1万円以下] 事業者:300万ウォン(83条2項)[約30万円以下]
検疫による隔離	検疫法16条	感染症患者が16条で定められる施設への隔離措置に従う義務	刑事罰、直罰	なし	1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金(39条1項4号)[約100万円以下]
検疫による停留	検疫法17条	感染症が疑われる者が16条で定められる	刑事罰、直罰	なし	1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰

¹⁰ この法にもとづいて、2021年3月1日(月) 0時 ~ 2021年3月14日(日) 24時にかけて、「5人からの私的な集まり禁止」が実施された。措置内容は、親睦形成など私的目的を理由に、5人からの人々が事前に合意・約束・告知した日程によって同一の時間帯(屋内屋外)に集まって行う一時的な集合・集まり活動の禁止となっている。(I・SEOUL・U 「5명부터의 사적모임 금지'전국 실시 방안」 URL<https://news.seoul.go.kr/welfare/archives/526162>)

		施設への停留措置に従う義務			金(39条1項4号)[約100万円以下]
マスク着用	感染症予防管理法49条1項2の2号、2の3号、2の4号	感染症伝播の危険性がある場所や施設、の管理者及び運営者と利用者、交通機関利用者などが防疫措置に従う義務	直罰、行政罰		利用者:10万ウォン以下(83条4項1号)[約1万円以下] 事業者:300万ウォン(83条2項)[約30万円以下]

日本

感染症法¹¹(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

(新型コロナウイルス感染症は指定感染症として分類¹²)

第17条

1項

都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっていると疑うかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2項

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

第18条

1項

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2項

前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

¹¹ e-gov, 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

URL:<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114>, 最終閲覧日2021/1/30

¹² 感染症法のいずれの法律に適用されるかについては政令によって定られる。(厚生労働省, 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」

URL:https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=78ab7336&dataType=0&pageNo=1, 最終閲覧日: 2021/1/30)

19条

1項

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2項

都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3項

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

第44条の3

1項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3項

前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

改正¹³

¹³ 新日本法規「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

URL:https://www.sn-hoki.co.jp/data/pickup_houreil/onct/KANSENSYOUYOBOU-HOU20210203-5.html
、最終閲覧日:2020/3/15

第44条の3

1項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

2項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3項

前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

特措法¹⁴(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

第24条

1項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

9項

¹⁴ e-gov, 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

URL:<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000031>, 最終閲覧日2021/1/30

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

改正¹⁵

(新設)

第31条の6

1項

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2項

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

3項

第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第45条の3

¹⁵ 新日本法規,「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

URL:https://www.sn-hoki.co.jp/data/pickup_hourei/onct/SINGATAINFURU-HOU20210203-5.html, 最終閲覧日:2020/3/15

1項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

2項

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3項

前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

第45条

1項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（[興行場法](#)（昭和二十三年法律第百三十七号）[第一条第一項](#)に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3項

施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国

民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示(改正:指示→命令)することができる。

検疫法¹⁶

第十四条

1項

検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること(外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。)

台湾

感染症制御法¹⁷(傳染病防治法)

(新型コロナウイルスは第五類感染症として分類¹⁸)

¹⁶ e-gov, 「検疫法」 URL:<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000201>, 最終閲覧日: 2021/1/30

¹⁷ 衛生福利部, “Communicable Disease Control Act”

URL:<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?media=print&pcode=L0050001>, 最終閲覧日 2021/1/30 (訳: 鍾宜錚, 「台湾の感染症制御法」

URL:<https://www.pandemic-philosophy.com/post/%E5%8F%B0%E6%B9%BE%E3%81%AE%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E5%88%B6%E5%BE%A1%E6%B3%95%E3%81%AE%E7%BF%BB%E8%A8%B3%E3%82%92%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99> 最終閲覧日2021/1/30)

¹⁸ 衛生福利部, 「嚴重特殊傳染性肺炎公告為第五類法定傳染病」

URL:https://khd.kcg.gov.tw/upload/news/0_%E5%9A%B4%E9%87%8D%E7%89%B9%E6%AE%8A%E5%82%B3%E6%9F%93%E6%80%A7%E8%82%BA%E7%82%8E%E5%85%AC%E5%91%8A%

第37条

1項

地方所管当局は、感染症が発生したとき、またはその発生が見込まれるときに、実際の需要に応じて、関連機関と協働し、以下の措置を行うものとする。

1. 学校教育、集会、宴会またはその他の団体活動に対する規制
2. 特定の場所の出入りおよび収容人数に対する制限
3. 特定の地域の交通に対する規制
4. 特定の場所または地域にいる人員の退避
5. 感染症の患者または感染が疑われる者に対して、公共交通機関を用いた移動、または特定の場所の出入りに対する制限もしくは禁止
6. 各級の政府機関によって公告されたその他の感染症制御措置 各機関、団体、企業および個人は、前項に定める措置について、拒否、回避または妨害を行ってはならない。

2項

第1項に定める地方所管当局が行うものとする措置は、中央感染症指揮センターが設置されている期間中、その指揮官の指示に従って実施されるものとする。

第44条

1項

所管当局による感染症患者の管理に関する措置は、以下のとおりである。

1. 第1類感染症の患者は、指定された隔離治療機関において隔離治療を行うものとする。
2. 第2類および第3類の感染症の患者については、必要に応じて、指定された隔離治療機関において隔離治療を行うことができる。
3. 第4類および第5類の感染症患者については、中央所管当局が公告する制御措置に従って管理されるものとする。

2項

感染症患者に対し隔離治療を実施する場合、所管当局は、強制的な隔離治療措置が開始して翌日から3日以内に、隔離治療通知書を作成し、患者本人または家族に対してその原本を、隔離治療機関に対してその写しを交付しなければならない。

3項

第1項の各号に定める所管当局により隔離治療の下に置かれた患者について、その治療にかかる費用は、中央所管当局が予算を編成して支払うものとする。

第48条

[E7%82%BA%E7%AC%AC%E4%BA%94%E9%A1%9E%E6%B3%95%E5%AE%9A%E5%82%B3%E6%9F%93%E7%97%85.pdf](#) 最終閲覧:2021/1/30)

1項

所管当局は、感染症の患者と接触し、または感染させた疑いのある者に対し、臨床検査のためにその行動を制限することができる。それらの接触者に対し、必要に応じて指定された場所に検査を受けさせること、ワクチン接種、治療を行うこと、特定の地域に移動させて管理または隔離を受けさせるなどの必要な措置を命じることができる。

2項

中央所管当局は、感染症のリスクのある集団および特定の対象に対して防疫の措置を実施することができる。

3項

その実施対象、範囲およびその他遵守すべき事項については、中央所管当局が定めるものとする。

韓国

感染症予防管理法¹⁹(감염병의 예방 및 관리에 관한 법률)

(新型コロナウイルスは第一類感染症に分類²⁰)

第13条 (保健所長等の報告等)

1項²¹

第11条及び第12条に基づき申告を受けた保健所長は、その内容を管轄特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長に報告しなければならず、報告を受けた特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、これを疾病管理庁長及び市・道知事に各々報告しなければならない。

2項

¹⁹ 법제처, 「감염병의 예방 및 관리에 관한 법률」

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B0%90%EC%97%BC%EB%B3%91%EC%9D%98%EC%98%88%EB%B0%A9%EB%B0%8F%EA%B4%80%EB%A6%AC%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0> 最終閲覧日2021/1/30(訳:洪賢秀「韓国の感染症の予防及び管理に関する法律」(2020/3/4改正))

URL:<https://www.pandemic-philosophy.com/post/%E9%9F%93%E5%9B%BD%E3%81%AE%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AE%E7%BF%BB%E8%A8%B3%E3%82%92%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99> 最終閲覧日2021/1/30)

²⁰ 법제처, 「법으로 알아보자!! 코로나바이러스감염증-19」 URL:<https://moleg.tistory.com/4978> 最終閲覧: 2021/1/30

²¹ 本記事で記載した感染症予防管理法の翻訳は2020年3月4日に改正されたものを洪賢秀氏が翻訳したものを参考にしているが、その後改定された箇所については随時改定部分を反映させている。

第1項の規定により報告を受けた疾病管理庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第11条第1項第4号に該当する者(第1級感染症の患者と疑われる場合に限る)について感染症の病原体検査をさせることができる。

3項

第1項の規定により報告の方法及び手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第42条（感染症に関する強制処分）

1項

疾病管理庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、当該公務員をして次の各号のいずれかに該当する感染症患者等がいると認められる居住施設、船舶・航空機・列車等の輸送手段又はその他の場所に立入し必要な調査や診察を行えるようにすることができ、その診察の結果、感染症患者等として認められる際には同行して治療させるか、又は入院させることができる。

1.第1級感染症

2.第2級感染症のうち、結核、麻疹、コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、腸出血性大腸菌感染症、A型肝炎、髄膜炎菌感染症、ポリオ、猩紅熱、又は保疾病管理庁長が定める感染症

3.削除

4.第3級感染症のうち、疾病管理庁長が定める感染症

5.世界保健機関における監視対象感染症

6.削除

2項

疾病管理庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1級感染症が発生した場合、当該公務員により感染症の疑いのある者に次の各号の措置を講じさせることができる。この場合、当該公務員は感染症症状の有無を確認するために必要な調査や診察をすることができる。

1.自宅または施設に隔離

1の2.第1号による隔離に必要な移動手段の制限

2.有線・無線の通信、情報通信技術を活用した機器等を利用した感染症の症状有無の確認や位置情報の収集。この場合、位置情報の収集は、第1号により隔離された者に限る。

3.感染の有無を検査

(略)

第45条(業務従事の一時的制限)

1項

感染症患者等は、保健福祉部令で定めるところにより業務の性質上、一般人と接触することが多い職業に従事することができず、何人も感染症患者等をそのような職業に雇用することができない。

2項

第19条に基づく性媒介感染症に関する健康診断を受けなければならない者が健康診断を受けないときは、同条に基づく職業に従事することができないので、その営業を営む者は、健康診断を受けない者は、営業に従事させてはならない。

第49条(感染症の予防措置)

1項

疾病管理庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、感染症を予防するために次の各号に該当するす全措置、又はそれに必要な一部の措置を講じなければならないが、保健福祉部長官は、感染症を予防するために第2号、第2号の2から第2号の4まで及び第12号の2に該当する措置をすることができる。

1. 管轄地域の交通の全部又は一部を遮断すること

2. 興行、集会、祭礼、又はその他、多数の者による集合を制限又は禁止すること

2の2. 感染症伝播の危険性がある場所又は施設の管理者・運営者及び利用者等に対し、出入者名簿の作成、マスク着用等防疫指針の遵守を命ずること

2の3. バス・列車・船舶・航空機等感染症の伝播が懸念される運送手段の利用者に対し、マスク着用等防疫指針の遵守を命ずること

2の4. 感染症の伝播が懸念されるため、地域及び期間を定めてマスク着用等防疫指針遵守を命ずること

3. 健康診断、死体検案、又は解剖を実施すること

4. 感染症伝播の危険性がある飲食物の販売・受領を禁止、又は当該飲食物の廃棄やその他必要な処分を命じること

5. 人獣共通感染症の予防のために殺処分に参加した者、又は人獣共通感染症が表れた者等に対する予防措置を命じること

6. 感染症伝播の媒介となる物の所持・移動を制限・禁止、又は当該物に対して廃棄、焼却、又はその他、必要な処分を命じること

7. 船舶・航空機・列車等、輸送手段、事業所、又はその他、多くの者が集まる場所に医師を配置、感染症予防に必要な施設の設置を命じること

- 8.公衆衛生に関係のある施設、若しくは場所の消毒やその他必要な措置を命じ、又は上水道・下水道・井戸・ゴミ捨て場・化粧室の新設・改造・変更・廃止若しくは使用を禁止すること
- 9.ネズミ、衛生害虫、若しくはその他の感染症媒介動物の駆除、又は駆除施設の設置を命じること
- 10.一定の場所で漁労・水泳、又は一定の井戸の使用を制限又は禁止すること
- 11.感染症媒介の中間宿主となる動物類の捕獲や生殖を禁止すること
- 12.感染症の流行期間中、医療者・医療業者及びその他必要な医療関係要員を動員すること
- 12の2感染病流行期間中医療機関病床、研修所・宿泊施設等施設を動員すること
- 13.感染症病原体に汚染された建物に対する消毒やその他、必要な措置を命じること
- 14.感染症の疑いのある者を適切な場所に一定の期間入院又は隔離させること

2項

市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項第8号及び第10号に基づき飲料水を使用できないようにするには、その使用を禁止期間中に別途で飲料水を供給しなければならない、第1項第1号、第2号及び第6号、第8号、第10号及び第11号による措置をとるには、その事実を住民に事前に通知しなければならない。

3項

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項第2号の2の措置に従わない管理者・運営者に当該場所や施設の閉鎖を命じ、又は3ヶ月以内の期間を定めて運営の中断を命ずることができる。ただし、運営中断を命ぜられた者がその運営中断の期間中に運営を継続した場合には、当該場所又は施設の閉鎖を命じなければならない。

4項

特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長は、第3項による閉鎖命令にもかかわらず管理者・運営者がその運営を継続する場合には、関係公務員に当該場所又は施設を閉鎖するための次の各号の措置をさせることができる。

- 1.当該場所又は施設の看板その他の表示板の除去

- 2.当該場所又は施設が第3項により閉鎖された場所又は施設であることを知らせる掲示物等の貼付

5項

第三項の規定による行政処分の基準は、その違反行為の種類と違反の程度等を考慮して保健福祉部令で定める。

検疫法²²

16条

第16条(検疫感染症の患者等の隔離)

①検疫所長は、第十五条第一項第一号により検疫感染症の患者等を次の各号のいずれかに該当する施設に隔離する。

1. 疾病管理庁長が指定した検疫所内の隔離病棟

2. 「感染症の予防及び管理に関する法律」第36条又は第37条による感染症管理機関、隔離所・療養所又は診療所

3. 自宅

4. 「感染症の予防及び管理に関する法律」第8条の2による感染症専門病院

②検疫所長は検疫感染症の患者などが多く発生し、第1項による隔離病棟や感染症管理機関等が不足する場合には、保健福祉部令で定めるところにより臨時隔離施設を設置・運営することができる。

③検疫所長は、第1項による隔離措置(移送を含む)をする際に必要な場合、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下、「市・道知事」という)または市長・郡守・区庁長(自治区の区長をいう。以下同じである)に協力を求めることができる。この場合、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、特別な事由がなければ協力しなければならない。

④検疫感染症患者等の隔離期間は検疫感染症患者等の感染力がなくなるまでとする。

⑤第4項による隔離期間中に隔離された者は、検疫所長の許可を受けずには他の者と接触できない。

⑥検疫所長は検疫感染病患者等を隔離収容したときには、保健福祉部令で定めるところにより、隔離事実を隔離対象者の家族、保護者又は隔離対象者が指定した者に知らせなければならない。

17条

第17条(検疫感染症接触者に対する監視等)

①疾病管理庁長は、第15条第1項第2号により検疫感染病接触者又は検疫感染病の危険要因にさらされた者が入国後居住し、又は滞在する地域の特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に健康状態を監視し、又は「感染症の予防及び管理に関する法律」第49条第1項により隔離させることを要請することができる。

²² 법제처 「검역법」

URL:<https://www.law.go.kr/LSW//lsSc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B2%80%EC%97%AD#undefined> 最終閲覧:2021/1/30

②特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第1項により監視する間、検疫感染症接触者または検疫感染症危険要因にさらされた人が検疫感染病患者などと確認された場合には、遅滞なく隔離などの必要な措置を取り、直ちにその事実を疾病管理庁長に報告しなければならない。

③第1項による監視または隔離期間は、保健福祉部令で定める当該検疫感染症の最大潜伏期間を超えてはならない。

各国の感染症法を調べる際に参考となる文献、記事、HP

全般

・井田 敦彦「COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に—」、国立国会図書館、2020年 No. 1100

日本

- ・永井 幸寿「新型コロナウイルス流行と緊急事態条項」『科学』、岩波書店、2020年 6月号、pp. 546-550
- ・園田 寿「新型コロナが国民に課した義務と制裁」2021年1月4日、
URL:<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210104-00215895/>
- ・安田 理恵「日本の新型コロナウイルス感染症対策絡みた国、都道府県および住民の関係」『法学セミナー』、日本評論社、2020年 9月号、pp. 4-10

台湾

- ・名切 千絵、フォーカス台湾「12月1日から変わる台湾のコロナ対策ルールQ&A (1)マスク着用編」2020年11月30日、URL:<https://japan.cna.com.tw/topic/column/202011300001.aspx>
- ・名切 千絵、フォーカス台湾「台湾のコロナ対策「秋冬版」ルールQ&A (2)入境編」2020年12月1日、URL:<https://japan.cna.com.tw/topic/column/202012010001.aspx>
- ・林 倬如「台湾における新型コロナウイルスへの法的対応—行政法学の観点から」『法学セミナー』、日本評論社、2020年 8月号、pp. 4-10
- ・錢 瓊毓「台湾におけるCOVID-19対応」

URL:<https://www.covid19-jma-medical-expert-meeting.jp/topic/3103> 2021/01/30

- ・衛生福利部 “crucial poliicies for combating COVID-19”

URL:<https://covid19.mohw.gov.tw/en/mp-206.html> 2021/01/30

- ・衛生福利部疾病管制署 “attention COVIS-19” URL:<https://www.cdc.gov.tw/En> 2021/01/30
- ・TAIWAN TODAY、TAIWAN TODAY 「新型コロナウイルス対策を盛り込んだ特別条例が成立、罰則など明文化」 2020年2月26日、

URL:<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=148,149,150,151,152&post=172246>

- ・TAIWAN TODAY、TAIWAN TODAY 「「在宅検疫」で外出なら時間に応じて罰金増額、集中施設への強制移動も」 2020年3月23日、

URL:<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=148,149,150,151,152&post=174032>

韓国

- ・崔 桓容「韓国におけるCOVID-19への対応と法的争点-行政法学の観点から」『法学セミナー』、日本評論社、2020年 10月号、pp. 46-53
- ・藤原 夏人「韓国における感染症対策の強化」『外国の立法』、国立国会図書館、2020年 No. 267pp. 192-222
- ・藤原 夏人「【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正」『外国の立法』、国立国会図書館、2020年 No. 283-2pp. 10-11
- ・질병관리청 「Coronavirus Disease-19, Republic of Korea URL:<http://ncov.mohw.go.kr/en/> 2021/01/30
- ・질병관리청 「FAQ로 알아보는 ‘마스크 착용’ 과태료 궁금증」 URL:<https://www.korea.kr/news/healthView.do?newsId=148880137> 2021/01/30

謝辞

本記事では、早稲田大学准教授横野恵氏に法学的な内容についてご相談しました。また大谷大学PD研究員鍾宜錚氏に台湾法、明治学院大学特任研究員洪賢秀氏に韓国法、早稲田大学博士後期課程梁瑞希氏に一部の韓国の検疫法の翻訳のご相談において多大なご協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。